

町内会館等に対する補助について

田辺市では、町内会館等に浄化槽を設置する場合、浄化槽設置工事（掘削、浄化槽本体、放流配管工事、埋戻し費用等）に対し、100%補助をおこなっています。

補助申請については、「田辺市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」と「田辺市町内会館等建設改修補助要綱」に基づく申請が必要です。詳しくは、担当課にお問い合わせ下さい。

田辺市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

町内会館等を設置する者を補助対象者とする。

補助金額：要綱等参照（国庫補助基準額）

【担当課】
市民環境部環境課
生活排水係
電話 26-9927

田辺市町内会館等建設改修補助要綱

他の補助制度により補助を受ける場合は、当該制度による補助金相当額を差し引いた額とする。

補助金額：（設置費）－（国庫補助基準額）

【担当課】
企画部自治振興課
市民活動係
電話 26-9911

+

100%補助